

5松(生衛)426号  
令和5年7月7日

宗教法人 各位

松山市長 野志 克仁  
(生活衛生課扱い)

## 松山市墓地等の経営の許可等に関する条例の公布等について

平素から、本市の墓地行政等に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和5年6月30日に「松山市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下、「本条例」といいます。）」が公布されました。施行日は、令和5年12月30日です。

本条例は、新たに墓地等の経営を検討している宗教法人や、既に墓地等の経営を行っている宗教法人、既存墓地等の拡大などを検討している宗教法人に関係がありますので、必ず別添の概要及び本条例全文を確認してください。

なお、本条例の施行日の前日（閉庁日時を除く）までに、墓地等の経営の許可の申請等を行う場合は、現行の松山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 及び 松山市墓地等の経営等の許可申請の手続を定める要綱に規定する事前協議や地元説明会の開催等を完了する必要がありますが、これらの手続きには、一定の時間を要しますので、早めに裏面連絡先まで相談してください。

※本通知は、愛媛県及び文化庁が所轄している宗教法人のうち、本市に主たる事務所を置く全ての宗教法人に送付しています。

裏面もあります。

## 1. 条例制定に伴う注意事項

- (1) 近年、永代供養墓や永代供養塔、マンション型墓など、様々な名称の納骨施設があり、施設によって必要な許可が異なります。こうした施設が墓地又は納骨堂の何れに該当するかについては、市がその経営形態や形状などを確認した上で、法に照らし判断しますので、必ず施設の設置前に相談してください。なお、既に設置済みの施設で、必要な経営の許可が無い場合は、法に抵触する恐れがありますので、これに類する納骨施設等がある場合は、速やかに下記連絡先まで相談してください。
- (2) 本条例では、納骨堂の設置場所が宗教法人法第3条第2項に規定する境内地又は、墓地の区域内に限定されます。(本条例第7条)
- (3) 条例施行後は、経営許可に関する審査が本条例の規定に基づき実施されます。

## 2. 附帯決議

令和5年6月22日の市民福祉委員会にて、申請者に同意書の提出を求める附帯決議が可決されています。

### 【参考】附帯決議の内容（令和5年6月22日市民福祉委員会）

市民の宗教的感情への適合及び周辺環境との調和を図るため、墓地及び納骨堂の経営を新たに申請（墓地及び納骨堂の規模を拡大するものを除く。）する者は、当該墓地及び納骨堂の敷地から20メートル以内の距離に建築物を所有し、または管理している者に対し、同意を得るように努めること。

## 3. その他

- (1) 新たに墓地等の設置や拡大等を検討している宗教法人は、必ず事前（計画段階）に下記連絡先まで相談してください。
- (2) 下記連絡先への相談や書類の受付などは、土日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く8：30から17：15までとなります。閉庁日時に相談や書類の受付などはできませんので、ご注意ください。

## 4. 連絡先

松山市 保健福祉部 保健所 生活衛生課 墓地経営許可担当

〒790-0813 愛媛県松山市萱町6丁目30番地5

電話：089-911-1863 E-mail：hceisei@city.matsuyama.ehime.jp